

議案第71号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士」の次に「（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表に次のように加える。

別表2の項 (6)	別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。）
--------------	-------------------------------------	---

別表1の項(2)中「35人」を「30人」に改める。

別表2の項に次のように加える。

(6) (1)、(2)及び(4)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課

程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保すること。

別表7の項(5)中「母子家庭、父子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次のように加える。

- (14) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表7の項に次のように加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表1の項(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。